#### 令和3年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

令和4年3月11日付け神奈川県公報号外第9号で公表している令和3年度包括外部監査の結果について、神奈川県公安委員会委員長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和4年11月7日

神奈川県監査委員	村	上	英 嗣
司	太	田	眞 晴
同	吉	Ш	知 惠 子
司	小	島	健一一
同	作	山	ゆうすけ

#### 私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について

令和3年度包括外部監査結果報告書(令和4年3月11日(神奈川県公報号外第9号)神奈川県監査委員公表第7号で公表。)記載の「指摘事項」66項目及び「意見的指摘事項」47項目のうち、公安委員会所管の「指摘事項」6項目及び「意見的指摘事項」4項目について、令和4年10月14日付けで、次のとおり講じた措置の通知があった。

### 1 令和3年度包括外部監査の結果(指摘事項)に対する措置状況

監査の結果(指摘事項の概要)	措置の内容	所管室課
59 臨戸訪問の早期実施など状況に応じた多様な催	本件債権については、各債権	警察本部会計課
告を行うべきである(X社に対する違約金)	管理者がそれぞれの方法により	
本件債権に関し、債権発生時から債務名義取得	催告手続きを行っていたもので	
に至るまで5年近くもの間、債権を有する警察署	あるが、同一の債務者に対する	
が債務者に対してそれぞれ別々に、効果を確認で	同一の契約内容であったことか	
きないまま漫然と催告書の送付や着信のみの電話	らすれば、各警察署の催告では	
を繰り返していることが管理台帳の記載内容から	効果が得られない時点で、警察	
も窺える。	本部主導により財産調査の実施	
そのため、法人である債務者に差押え可能な財	や事業の再開見込み等について	
産があるか否か、債務者の事業が継続中か否か、	の確認を行った上で、速やかに	
休止していた場合に事業再開の見込みがあるか否	支払督促の申立てに移行すべき	
か、あるいは法的整理手続を行う予定があるか否	であった。	
かなどといった事情を把握できないまま4年以上	現在、臨戸訪問により差押可	
の年月が経過し、その間には債務者の代表者も変	能な財産の確認を実施するなど、	
更されるなどの事態も生じており、債権の回収が	支払督促の申立てに基づく財産	
より一層困難となっている。	調査を実施し、債権回収に向け	
神奈川県収入未済金管理ハンドブックによれば、	た手続きを行っているところで	
「文書催告を何度も繰り返すのではなく、電話督	ある。	
促や臨戸訪問に移行していく」(10頁)とされてお		
り、催告書の送付や電話による催告が功を奏しな		
いことを十分に把握していたことからすれば、臨		
戸訪問をすぐに実施した上で、それでも債務の履		
行がなされなければ、債権発生から1年以内を目		
安に速やかに支払督促の申立てを行うべきであっ		

	措置の内容	所管室課
監査の結果(指摘事項の概要) た。 ちなみに、債務者の状況によっては徴収停止をすべきかについても検討を要する可能性はあるが、債務者との納付交渉を行うことができておらず、また債務者の状況についての調査を行うことができていない状況においては、徴収停止の判断は困難と思われ、本件債権については速やかな支払督促の実施以外の方法は考えにくい。(令和3年度包括外部監査結果報告書P228) 60 延滞損害金を適時に調定・徴収すべきである(X社に対する違約金) 本件債権については、滞納額に対して年2.9%の割合による延滞損害金が発生することが契約上当事者間において合意されており、全16件の本件各債権について延滞損害金が延滞期間に応じて発生しているにもかかわらず、今日に至るまで一度も調定されておらず、延滞損害金が債権として適切に計上されていなかったことになる。 延滞損害金の調定の時期については、少なくとも年度ごとに1回は調定を行い、債権として適切	措置の内容 遅延損害金に関し、本件債権の元金の完納後に同損害金を計算し請求する予定としていたが、令和4年度から、遅延損害金を調定し、以降、年度ごとに調定を行うこととした。	警察本部会計課
6年度ことに1回は調圧を11V、損権として適切 に管理すべきである。		
(令和3年度包括外部監査結果報告書 P229)		
61 徴収停止措置を検討すべきである(X社に対す	現在、臨戸訪問により差押可	警察本部会計課
る違約金) 債務者は事実上廃業しており、法人としての実体がない状態とのことである。また、本件債権については債務者の代表者が連帯保証人となっていない上、事実上の廃業後に代表者が交代しているとの事情があるとのことなので、債務者ではない代表者個人の財産から債権を回収できる見込みはほぼ皆無であると言わざるを得ない。そのため、債務者の事業廃止の具体的な時期や今後の事業再開の見込みを調査するとともに、債務者に差押え可能な財産の有無について速やかに調査を行い、その結果として債権回収が著しく困難であると認められる場合には、積極的に徴収停止(地方自治法施行令第 171 条の5)の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。(令和3年度包括外部監査結果報告書 P229)	能な財産の確認を実施するなど、 支払督促の申立てに基づく財産 調査を実施し、債権回収に向け た手続きを行っているところで ある。 徴収停止措置の検討について は、本件調査の結果により判断 することとする。	
62 消滅時効期間の経過(見舞金支給に伴う求償債	本件は、督促状を交付した後、	警察本部捜査第
権) 本件債権に関しては債務者に督促状を交付した平成22年12月6日の翌日から3年経過した平成25年12月6日ころには遅くとも消滅時効が完成し、令和3年3月1日に債務者から消滅時効援用通知書が提出されている。最高裁平成16年4月23日判決の趣旨に従えば、原則として、地方公共団体の長に保有する債権の行使又は不行使についての裁量はないとされるものであるから、一般論としては、地方公共団体が	債権管理担当者が現況調査個票により現況報告を行うにとどまり、指摘事項のとおり、組織的に処理方針を決定するまでに至っていなかった。 時効期間が完成する平成25年12月6日までの間は、被疑者が服役していることが判明していため、徴収停止措置の要件を満たしていなかったものの、支	三課 警察本部監察官 室

#### 監査の結果(指摘事項の概要)

保有債権を消滅時効にかけてしまうこと自体が債権管理事務に不十分な点があると言わざるを得ない。

すなわち、神奈川県収入未済金管理ハンドブック4頁に記載のとおり、地方公共団体は、「債権の適切な管理」を行わなければならないとされている。「債権の適切な管理」には、適切な債権保全も当然にこれに含まれることから、漫然と債権管理を行い、消滅時効期間を経過することは、債権の適切な管理とは言えないのである。

そのため、地方公共団体は、保有する債権が消滅時効期間を経過する前に、適切に処理方針を決定し、その旨対応をしなければならないものといえる。

本件債権については、債務者が刑務所で懲役刑に服している状況にあり、一般的にみても経済状況がよいということはできず、債権回収が事実上困難な可能性が比較的高いと推測できる類型ということもできるかもしれない。

しかしながら、平成25年12月6日の時効期間の完成までの間に徴収停止措置(地方自治法施行令第171条の5)等の例外的に法的手続を実施する必要が無いと判断するに足りるだけの債務者に対する調査が一度もなされず、また支払督促等の法的手段を講じることも無く、漫然と債権管理を行い、本件債権の消滅時効期間を経過させたことは、債権管理事務について不十分な点があったと言わざるを得ない。

(令和3年度包括外部監查結果報告書P236)

# 63 必要な手続を適切に履行すべきである(見舞金 支給に伴う求償債権)

捜査第三課が本事案に関し、県が宿泊施設に対して損害賠償責任を負わないことを前提に見舞金を支給(弁済)したことからすれば、県は弁済について「正当な利益を有する者」とはいえないものと解されるため、本件債権を債務者に請求するためには、任意代位の要件を全て満たす必要があったことは言うまでもない。

しかしながら、捜査第三課は本件債権の取得及び行使のための必要な手続を適切に履行することができていなかったものと言わざるを得ない。この点に関し、宿泊施設が有していた損害賠償債権が代位弁済者である県に移転したことにつき、黙示の承諾を得たものと同課は認識していたようであるが、債務者との後日の紛議の発生を回避するという観点からは、書面による明示的な承諾を得ておくべきであったものといえる。

警察職員等の正当な職務行為である場合に任意 代位の要件を充足しなければならないことはもち ろんのこと、職員等の過失の有無が判然としない 措置の内容

払督促等の法的手段を検討すべ きであった。

よって今後、同様の事案が発生した場合、債権の適切な管理に努め、保有する債権の消滅時効期間が経過する前に、組織的に処理方針を決定し、債権の消滅時効期間を経過させぬよう、適正な債権管理事務を徹底する。

債務者に損害賠償責任が認められるところ、責任のない相手方に生じた損害を早期に回復させるために県がその損害を代位弁済し、債務者に対する損害賠償請求権が県に移転したとみなしたことにつき、任意代位の要件を満たす必要があったとの指摘事項を踏まえ、今後は、より適正な手続とするため、同種案件について、債務者及び債権者から書面による明示的な承諾を受けるように努める。

警察本部捜査第 三課

所管室課

警察本部監察官

監査の結果(指摘事項の概要)	措置の内容	所管室課
場合には、安易に法定代位できるものと判断する		
のではなく、適法な債権管理の観点からは、任意		
代位と同様の手続を全て履行することが望ましい。		
なお、前述のとおり、民法改正により現在では		
任意代位に関し、代位することについての債権者		
の承諾は不要となったが(民法第499条)、実質的		
に損害賠償債務の弁済であったとしても「見舞金」		
名目で債権者に支給される制度である以上、同種		
事案について「見舞金の支給により債権者の債務		
者に対する損害賠償債権が神奈川県に移転したこ		
とを承諾する」旨の確認書等の書面提出を債権者		
から受けておくことが債権管理上は今後も望まし		
ν <sub>°</sub>		
(令和3年度包括外部監査結果報告書P237)		
64 遅延損害金の不調定(見舞金支給に伴う求償債	遅延損害金に関し、本件債権	警察本部捜査第
権)	の元金完納後に同損害金を計算	二課
本件債権は不法行為に基づく損害賠償請求であ	し請求する予定としていたが、	警察本部監察官
り、その不履行に対しては何らの手続等を要する	今後、同種事案が発生した際に	室
ことなく、法律上当然に年5分の割合の遅延損害	は適時に遅延損害金を調定し、	
金債権が発生していることが明らかであるにもか	適切に計上することとする。	
かわらず、一度も調定されておらず、遅延損害金		
が債権として適切に計上されていなかったことに		
なる。		
遅延損害金を調定しなかったことにつき、元金		
の完納後に同損害金を計算し請求する予定であっ		
たとのことであるが、債務者の債務不履行により		
法律上客観的に発生する遅延損害金について適時		
に調定を行わず、また債務者に対する請求も一切		
行わないというのは、債権の適切な管理の観点か		
らすれば、債権管理事務に不十分な点があったと		
言わざるを得ない。		
(令和3年度包括外部監査結果報告書P237)		

## 2 令和3年度包括外部監査の結果(意見的指摘事項)に対する措置状況

監査の結果(意見的指摘事項の概要)	措置の内容	所管室課
42 指名競争入札の入札参加要件の厳格化の検討(X	神奈川県が把握する滞納債務	警察本部会計課
社に対する違約金)	(債権)情報は、債務を滞納す	
本件債権の債務者は、本件債権の発生以前の平	る者の氏名、あるいは滞納する	
成25年から同26年にかけて既に県に対して負って	理由等が不明であり、県に対す	
いた債務を滞納していたという事情があった。	る滞納債務がないことを条件と	
本件における食糧の供給委託契約の相手方は前	した指名競争入札を行うことは	
述のとおり指名競争入札により決定されたもので	不可能であると考えます。	
あるが、普通地方公共団体の長は入札に参加する	ただし、神奈川県警察との取	
者に必要な資格を定めることができるため(地方	引において、一定の期間を経過	
自治法施行令第167条の11、施行令第167条の5)、	した滞納債務の状況は調査可能	
県に対して滞納債務がないことを指名競争入札の	であることから、県警察全体で	

監査の結果(意見的指摘事項の概要)	措置の内容	所管室課
監査の結果(息見的指摘事項の概要) 参加条件と定めておけば本件債権の発生をあらか	情報を共有し、当該債務者が関	刀目主味
じめ回避することができた可能性が高い。	わる入札案件については、個別	
もっとも、県に対する債務の滞納に正当な理由	に条件を設定するなど厳格に対	
が存在することもあり得るため、県に対する滞納	処していくこととする。	
債務が一切存在しないことまでをも入札の参加条		
件とするかどうかは今後の検討課題といえるが、		
少なくとも県に対して1年を超える期間の滞納債		
務がある事業者は経営状況に対する信用性が低い		
ものといえる。		
したがって、指名競争入札の参加要件につき、		
県に対する滞納債務がないこと等を新たに加える		
などした入札参加要件の厳格化を検討することが		
望ましい。		
(令和3年度包括外部監查結果報告書P229)		
43 徴収不能引当金の算定方法について (X社に対	本件については、消滅時効が	警察本部会計課
する違約金)	完成しておらず、かつ、不納欠	
公会計上は債権については回収可能性に基づい	損処理の要件も満たしていない	
て徴収不能引当金を計上することとされており、	ため、回収不能とは判断せず、	
消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金	その他の一般債権と同様、一括	
の計上を必要とする一例にすぎない。	りにして徴収不能引当金の算定	
本件債権についてはすでに債務者が事実上廃業	を行っていたものである。	
しており、法人としての実体がない状態のまま滞	しかしながら、回収が事実上	
納期間が5年を超えている上、連帯保証人もいな	不可能な状況であり、地方公会	
いこと等からすれば回収可能性は限りなく低い状	計マニュアルが示している原則	
況といえる。	的な方法によることなく、他の	
それにも拘わらず、本件債権については、回収	一般債権とは区別して検討する	
不能見込額の算定方法を特に定めていない場合を	必要があったと言える。	
想定して県の地方公会計マニュアル(貸借対照表	意見的指摘事項を受け、今後	
計上編)が示している原則的な方法により当年度	の徴収不能引当金算定において	
の徴収不能引当金5,394円が計上され、また令和元	は、未収債権を個別に検討し、	
年度に6,382円、平成30年度に7,159円が同様の方	実態に即した適切な徴収不能引	
生後にも、302円、半成30年後に7,159円が同様のカー 法によりそれぞれ徴収不能引当金として計上され	> 11211 - 1 - 1 - 1 - 2 > 1 0 1   3 1   3 1   1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	当金を令和3年度決算財務書類	
ているが、その合計額は本件債権全体の1%にも	へ計上する。	
満たない金額にとどまり、実際の回収可能性との		
乖離が大きいものと言わざるを得ない。 このような悪難が生じる原因は、 如集権し代		
このような乖離が生じる原因は、一般債権と貸		
倒懸念債権等を同種の債権(その他雑入)と一括		
りにして不納欠損実績率を算定することによるも		
のである。		
したがって、本件債権に関しては一般債権を含		
む同種の債権における過去5年間の不納欠損実績		
率から徴収不能引当金を算定する方法ではなく、		
個別に回収可能性を詳細に検討した上で、実態に		
即した適切な徴収不能引当金を計上することが望		
ましい。		
(令和3年度包括外部監査結果報告書P230)		
44 見舞金支給制度の運用について(見舞金支給に	本件と同種の案件については、	警察本部捜査第
伴う求償債権)	包括外部監査人の指摘事項	三課
本件において警察職員は適法な職務行為を行っ	(No. 63) を受けて、今後は債務	警察本部監察官
ているにすぎないことから、県は債務者による宿	者及び債権者から書面による明	室

監査の結果(意見的指摘事項の概要)	措置の内容	所管室課
泊施設への損害賠償債務について「利害関係を有	示的な承諾を得るように努める	
しない第三者」に過ぎない。そのように考えれば、	ことから、現行の見舞金支給要	
債務者が、県による見舞金支給要綱に基づく見舞	綱により適切に対応できるもの	
金支給による債権者である宿泊施設への債務弁済	と考える。	
を明確に拒否した場合等について、県が債務者に		
対する損害賠償債権を代位して取得する法的根拠		
を見出すことが困難になる。		
そのような状況を回避するためにも、見舞金を		
支給した場合には、県が事案の原因者等に対し、		
見舞金相当額を求償できる旨を明確に条例上定め		
ることが望ましい。		
(令和3年度包括外部監査結果報告書P238)		
45 徴収不能引当金の算定方法について(見舞金支	本件は債務者から消滅時効援	警察本部捜査第
給に伴う求償債権)	用通知書を受け翌年度に欠損処	三課
公会計上は債権については回収可能性に基づい	分を行う予定であったが、他の	警察本部監察官
て徴収不能引当金を計上することとされており、	未収債権と同様に地方公会計マ	室
消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金	ニュアルが示している原則的な	
の計上を必要とする一例にすぎない。	方法により徴収不能引当金を計	
本件債権については、算定方法を特に定めてい	上していたものである。	
ない場合を想定して県の地方公会計マニュアル(貸	意見的指摘事項を受け、今後	
借対照表計上編)が示している原則的な方法によ	の徴収不能引当金の算定におい	
り当年度の徴収不能金4,717円が計上されている。	ては、未収債権を個別に検討し、	
なお、令和元年度に5,578円、平成30年度に6,228	翌年度に欠損処分を予定してい	
円が同様の方法によりそれぞれ徴収不能引当金と	る、又は欠損処分が明らかな未	
して計上されている。	収債権については、債権全額を	
しかし、本件債権についてはすでに時効期間が	決算財務書類~徴収不能引当金	
経過してから7年以上経過していた上、令和3年	として計上することとする。	
3月1日には債務者から消滅時効援用通知書が提		
出されていたため、翌年度に欠損処分を予定して		
いたことは明らかである。		
したがって、地方公会計マニュアルに従い、不		
納欠損見込額となる本件債権全額について徴収不		
能引当金を計上することが望ましかったものとい		
える。		

(注) 「監査の結果(意見的指摘事項の概要)」欄について、意見的指摘事項の概要は、神奈川県公安委員会 委員長からの通知の通りに記載している。

(令和3年度包括外部監査結果報告書P240)